

# 会 議 録

## 1 会議名

令和3年度第5回保倉区地域協議会

## 2 議題

### 【協議事項】

- ・地域の課題（空き家・空き地対策）について（公開）

### 【報告事項】

- ・地域協議会会長会議について（公開）

## 3 開催日時

令和4年1月25日（火）午後6時00分から午後7時48分

## 4 開催場所

上越市立保倉地区公民館 研修室

## 5 傍聴人の数

5人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員： 丸山隆夫（会長）、池田つえ子（副会長）、今井二三夫、梅澤恭子、荻原輝義、笠原純一、河瀬青志、佐野 宏、宮崎邦夫、山本 均（欠席者2名）
- ・ 保倉地区町内会  
長連絡協議会： 吉田会長、瀬下副会長、池田副会長
- ・ 建築住宅課： 佐藤参事、朝日係長
- ・ 生活環境課： 平野副課長、佐々木係長
- ・ 事務局： 北部まちづくりセンター：中村センター長、小川係長、千田主任

## 8 発言の内容

### 【中村センター長】

- ・ 会議の開会を宣言
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の

出席を確認、会議の成立を報告

**【丸山会長】**

- ・挨拶
- ・会議録の確認：池田副会長、今井委員に依頼

議題【協議事項】地域の課題（空き家・空き地対策）について、事務局へ説明を求める。

**【千田主任】**

- ・本日の会議の進め方の説明

**【丸山会長】**

担当課へ説明を求める。

**【建築住宅課：佐藤参事】**

- ・挨拶
- ・資料No.1 「上越市における空き家等の現状」に基づき説明

**【生活環境課：平野副課長】**

- ・挨拶

**【生活環境課：佐々木係長】**

- ・資料No.2 「空き地の現状と課題」に基づき説明

**【丸山会長】**

今の説明に対し、質疑を求める。

**【荻原委員】**

建築住宅課にお聞きしたいが、私の町内で、道路の近くで見える場所に、家と作業所が去年の雪で倒れて、倒しっ放しになっているところがある。その道路の脇に植木がある。その家は、もう世帯の人が亡くなっており、子どももいるが、おそらく登記もしておらず、どこの抵当に入っているかもわからない。道路がカーブになっていて、植木の脇の枝が伸びて道路に出てしまう。冬になると除雪車も傷つけるということで、近所の苦情を受けて、町内で伐採しようとした時に、建築住宅課に依頼して、子どもに了解を得るための手紙を送っていただいたが、返ってきた内容は、もう放棄しましたとのことだった。それから実施したが、木なので2年おきぐらいに枝が出て来る。その場合に、子どもからの了承はそのまま続いていると考えていいのか、それとも改めてまた同じように建築住宅課に依頼して確認をお願いしなくてはいけないのか、その辺をお聞きしたい。

**【建築住宅課：朝日係長】**

その件は承知している。現実問題として、まず空き家は所有者がいるのが大原則である。どの空き家も必ず所有者等は存在している、或いは、存在をしていたというところが、行政上の課題として、出発点であり問題点である。相続放棄した案件だが、例えば、2年経った時に「現況はこうなので、また、切りたいと思う」と、私どもに相談いただければ、その状況に応じて対応させていただきたいと思う。荻原委員の言われるとおりの文書を何回か出しているが、ご発言のとおりの状況なので、それについては、まさに道路にはみ出ている、それで、周辺に被害が及ぶということであれば、自衛的に対処せざるをえない部分もあるので、またご相談させていただきたいと思う。

**【荻原委員】**

作業する都度、連絡して、子どもたちに許可をとるということか。

**【建築住宅課：朝日系長】**

実質上、お子さんたちが放棄されているとしても、本来であれば、相続放棄者にも管理義務があり、建物の形状等を変えない限りの範囲で、例えば、草刈をするという義務もある。当然、それを文書でお伝えしてはいるが、そういう状況である。現実問題として、その枝木が伸びていて、危険が迫っているということであれば、場合によっては所有者に通知する間もなく、対応をとっていただくということも当然あるかと思うので、その時の状況によると思う。

**【荻原委員】**

所有者がもう亡くなっていて、多分、登記もされていないと思う。家が敷地内で潰れたりするのは、あまり気にしないが、公道の脇なので、町内の人だけでなく、いろいろな人が通るため、危険だと思い、切らせてもらった。また、緊急であれば町内のボランティアで枝を切ることを相談させていただくことになると思う。

**【建築住宅課：朝日系長】**

承知した。それに関連して、前回の地域協議会でいろいろなご意見があったということだが、やはり、行政としても対応できる範囲が限られており、地域の皆様方においても、普段からできることは限られているので、例えば、家屋の所有者が移転する、引っ越しをされて空き家になったり、高齢者の一人暮らしで、病院や施設に入所されたりする時は、ぜひその連絡先、或いは、その親族の方等々と協議をしていただいて、今後についてどうするのか、どのように管理していくのかを確実に把握していただければと思う。小さな一歩ではあるが、未来の空き家化の予防につながる大きな取組になるので、ぜひ

お願いしたいと考えている。草刈等の管理費ということで、通常の町内会費ではなく、特別会費、或いは、不在会費で集めることも、一つの大きな空き家問題の対策になるので、そういった一つ一つの小さな取組を地域で重ねていくことで、それが全市的に空き家の数の減少に繋がるので、お願いしたいと思う。

また、清里区の「家族への安心ノート」についても非常に良い取組だと思う。どうしても人の死に関わる問題で、なかなか人によっては入りにくい部分であるが、こういったものをその地域に持ち帰る、或いは、各家庭に持ち帰ったときに、他の区でやっているから、うちもどうだという話を少しでもすることで、やはり小さな取組だが、それは予防につながる。場合によっては、先ほど空き家バンクを紹介させていただいたが、自分では取り壊すつもりはないものの、他の人に使ってもらえるのであれば、ぜひ、登録したいということも当然あるかと思う。空き家の利活用、予防につながる。また、解体するという話も、いわゆる安心ノートに示していることで親族間のトラブルを防ぐことにも繋がるし、そういう取組を地域の間で広げていただければ、数字では表れるものではないが、将来の空き家発生の予防につながる、非常に大きなことだと思う。

#### 【河瀬委員】

今ほどの説明の中で、遺産放棄した場合でも、相続人は管理義務があるという話だが、遺産放棄しても、そういった管理義務はあるのか。

#### 【建築住宅課：朝日系長】

これは民法の940条に相続放棄した者の管理義務の定めがある。まだ施行されていないものの、近年、大きな改正があり、管理の範囲をより狭める方向で改正がなされているので、例えば、管理義務が生じるのは、近くに住んでいて実際に占有している方に限るとか、一概に管理義務があるということにはならない方向になってきている。

#### 【河瀬委員】

遺産放棄した意味が薄れるような気がする。私の住んでいる下青野町内でも、倒壊寸前の空き家が1軒ある。その家主も亡くなって、管理がどうなっているのかははっきりわからないが、例えば、遺産放棄しているのであれば、国のものにならないのか。行政で、そういった危ない建物は、撤去できないのか。

#### 【建築住宅課：朝日系長】

遺産放棄された建物の撤去だが、現状、相続放棄をして誰も相続する人がいなくなったため、すぐに国の所有になるというケースはまずない。国の所有にするには、そのため

の手続きをしないといけない。令和元年に、南本町の空き家1軒を略式代執行して、除却をしたケースがあった。約800万円の除却費用がかかっている。市内にそういう空き家は、先ほど3,000軒という話もあったが、把握していない部分を含めて、そういう空き家が点在している。それをすべて、市が取り壊すことは現実的には不可能な話であり、そういったことにならないように、取組を進めているのが現状である。国でもそのような状態の不動産を、単純にただ受け取るということは難しい。先ほどの略式代執行も国の補助金を活用した上で取り壊しを実施している。

**【河瀬委員】**

例えば、台風などで屋根が飛んで隣の家を破損した場合、修繕費用はどうなるのか。

**【建築住宅課：朝日係長】**

本来は、家屋の所有者がいるのが前提なので、所有者の方が実在しているかを確認した上で、所有者の方に請求するということになる。

**【河瀬委員】**

遺産放棄しても管理義務があるから、その人ということになるのか。

**【建築住宅課：朝日係長】**

そこは、管理の範囲との関係の難しいところで、必ず請求できるかどうかはケース・バイ・ケースで、そういった空き家なので、基本的には請求できずに、市が税金で対応するということになるかと思う。

**【佐野宏委員】**

空き家・空き地に関する議題は、私から提案させてもらっている。保倉区で困っているのは、空き家・空き地であり、それは市も一緒である。市の空き家の所有者への指導は1,438件あるが、回答しにくいものもあると思うが、保倉区でどれぐらいあるのかと、所有者がいる場合で、所有者に連絡して対応してもらうのであれば、町内会は市へ申請しておけば、市で今後きちんと対応すると理解したが、それで良いのか。私は、それは不可能だと思っているため、地域活動支援事業のほうでどうにかしてほしいと考えたが、それは来年度いっぱい終わる。私たちは市で受けてもらえば良いが、市が承知している所有者がいるのであれば、私たちは一切手を引かなくてはいけないのか。ただ、それでは前に進まないため、所有者にどうこうではなくて、もう少し市と地域が歩み寄る考えを出していただけないと、地域も困ると思う。

**【建築住宅課：朝日係長】**

先ほど助言・指導書の件数の話があったが、これは保倉区で把握している39件の空き家のうち特定空き家の8件、或いは、管理不適切17件に送っているのが現状である。それは、所有者がいる中で、所有者がすべきこと、市ができること、地域にやっていただきたいことが、やはりそれぞれある。空き家台帳を作って、把握しているからと言って、空き家を市で管理しているというわけではない。草取りや雪下ろしの話とも関わるが、地域でできる部分はやはり我々もどうしてもお願いしたい部分がある。例えば、昨冬の大雪の例でいうと、高田地区になるが、実際に空き家が沢山あり、対応できない、連絡がつかないところは、最終的に、ボランティアや地域の方が有志で空き家の雪下ろしをして危険を除去したところもある。決して地域の方が何もしないで良いというのではなく、むしろ、自助、共助、公助の共助の部分でお願いできることを、先ほどの話も含めて考えている。

#### 【佐野宏委員】

市は一旦、雪下ろしの件では、町内会に丸投げしたが、町内会が反対して、今度はボランティアで行った部分に市で報償費を出すことになった。

空き家・空き地を含めて、市は地域に丸投げしている。福祉もそうだが、多くを丸投げされている中で、その部分を地域でいかに経費を削減しながらやるかを考えて努力している。今日は保倉区町内会長連絡協議会の会長、副会長が出席しているが、空き家・空き地の草刈りをしているのはボランティアである。荻原委員が言ったように、枝打ちもボランティアでやっている。そこを「相談があれば、所有者に連絡します」という話だったので、「では、お願いします」というふうになるが、待ってられない部分もあるため、そこはもう少し歩み寄りの方法、どうしたら良いかというのを考えなければならない。結局、市が丸投げするのであれば、地域も丸投げするということになる。ただ、保倉区の人柄が非常に良いので、いろいろな空き地を草刈りしている。どこの町内でも行っており、決して、所有者に請求はしていない。そこを加味しながらどうしたら良いか、公助であれば、地区に公助するぐらいの気持ちでやって欲しい。この辺のキャッチボールをもっとスムーズにできるようにしていただければと思う。

#### 【丸山会長】

今の佐野宏委員の意見は、検討の余地が十分あると思うので、持ち帰って、またお話していただきたいと思う。

#### 【保倉地区町内会長協議会：池田副会長】

草刈りをするところがたくさんあり、所有者に請求もできないという状態なので、市のほうで、補助金の制度を考えてほしい。今回、道路除雪に関しては報償金ということで制度を作られたようだが、そういうふうに、少しでも補助を出していただければ、各町内も楽になる。お金の事なので大変だろうが、そこまで考えてもらいたい。これからどんどん空き家・空き地は増える。保倉区の町内会も高齢になり人も少なくなってきたので、対応できなくなってきた。そうすると、草むらに家が1軒建っているというようになる。そういうことを考えていただきたい。

#### 【丸山会長】

担当課の皆さん、保倉区はそういう状態であるということ considering して検討いただきたいと思う。では、この件について、以上で終了とする。

— 建築住宅課、生活環境課、保倉地区町内会長連絡協議会 退室 —

次に、【報告事項】地域協議会会長会議について、事務局へ説明を求める。

#### 【中村センター長】

- ・資料No.3 『『地域協議会に関する意識調査』結果を受けた各地域協議会における今後の取組の検討結果一覧』に基づき説明

その後の質疑では、「意見交換」の項目として、金谷区と大島区に記載されている出張協議会についての質問があった。比較的広い区において、会場を変更して開催し、場合によって意見交換も実施するものである。両区ともコロナ禍でストップしているとの説明があった。また、「会議運営」の項目では、高田区と板倉区で設置している分科会についての質問があった。高田区では、昨年9月から「地域活性化」と「災害対応」に関する2つの分科会を設置しているとのことであった。板倉区では、3つの分科会を設置しているが、コロナ禍で開催できなかったと報告があった。また、「情報発信」では、三郷区に記載されているSNSの利用に関して、「市の検討課題となっているが、考えについて」の質問があり、自治・地域振興課で「担当部署とも相談しながら検討していきたい」とのことであった。

- ・「令和3年度地域協議会会長会議（1月6日開催）における市からの説明事項の概要等」に基づき説明

質疑の中では、「地域活動支援事業では、無駄遣いと言える部分もあった」という理解を示す意見があった一方で、「地域で事情が違う」「委員で議論する時間がない」など市の提案が急だという意見もあった。

- ・「地域活動支援事業（令和４年度）の実施に関する考え方について（案）」に基づき説明

当協議会における新年度の地域活動支援事業の審査・採択の意向があるか、についてもあわせて協議いただきたい。

**【佐野宏委員】**

私たちが確認するために、今後の流れなどについてフロー図を作っていたきたい。今後、地域協議会は自主的審議事項だけに取り組めば良いのか。

**【中村センター長】**

現在、地域協議会の役割とすると、自主的審議事項があり、保倉区の場合は地域課題についての協議として進めていただいているところである。それから、地域活動支援事業の審査・採択と、市の政策決定の参考にさせていただくということで諮問に対する答申がある。ここ最近、保倉区には諮問案件がないため、実質的に２つの役割というのが現状である。

**【佐野宏委員】**

そうすると、今後、町内会長連絡協議会、まちづくり振興会の方々、各種団体が予算を立てた際に、その対応をするのは市なのか。それとも、地域協議会が対応するのか。

**【中村センター長】**

地域活動支援事業の審査については、市が審査するのを基本と考えている。

**【佐野宏委員】**

そうすると地域協議会はいらないのではないかと。つまり、町内会長会連絡協議会とまちづくり振興会、その他の各種団体は市と交渉すれば良い。地域協議会は何もできないのだから、審査してみようもない。

**【中村センター長】**

地域独自の予算については、積み上げ方や、要求方法、査定方法などの内容を４年度にかけて検討するため、まだ、質問に対しての回答ができない状況である。

**【佐野宏委員】**

市長の回答を読んで、そのように理解したため、今後確定した際に、フロー図を書いて示してほしい。そうでないとわからない。各種団体等と地域協議会会との立ち位置はこうなっていくなど、わかるものがないと宙に浮いているような状態でネガティブに考えると、地域協議会委員はいらないのだと思った。

【中村センター長】

現在の制度として、地域の皆さんの活動を地域の代表である地域協議会で、提案書を見て採択する審査の過程において、地域協議会が、地域の課題を把握し、その解決に結びつけていく面もあるかと思う。決して、地域協議会をなくすことを目的としては考えておらず、最終的には、地域を元気にしたい、地域を活性化していきたいという思いで、少し制度を変えていきたいということなので、完成したら、わかりやすいフロー図を作成し、説明をしていくように担当にも伝えていきたい。

【佐野宏委員】

それはできるのか。

【中村センター長】

制度が見えない中で、回答はできないので、伝えていくとしか言えない。

【佐野宏委員】

地域協議会の1時間程度の会議で、地域で困っていることはないかと言われても、たとえ、出てきたとしても、それを解決できない。解決するのは、町内会長連絡協議会や、まちづくり振興会の方、その他の団体である。その辺も、他の地域はわからないが、地域協議会は何をするのだという部分を明文化してもらいたいと思う。

【丸山会長】

会長会議の際は、中途半端で、中身が見えていない話だった。新年度は地域活動支援事業を実施するが次の年からは違う。また、一方で地域自治区の数が多いから区を統合するという事案もあるようだ。まだ本当の骨組みが見えていない。見えてこないので、事務局もどう説明するか非常に大変だと思う。だから、もう少し時間をかけて、様子を見ていただきたいと思う。

また、その他の項目だが、1月22日に地域協議会会長と市議会の総務常任委員会委員との意見交換が開催される案内があったが中止になり、延期の日程は未定である。事前に協議会の委員が集まる機会があれば検討してほしいとのことなので、地域協議会の課題、地域活動支援事業の課題、地域自治区制度のあり方の課題について、あわせて意見があれば発言をお願いしたい。

- ・発言を求めるがなし

確認だが、地域活動支援事業が令和5年から廃止の予定であるが、そうになると、今まで地域活動支援事業の補助金として、保倉区に配分されていたものは、なくなるという方

向で考えて良いか。

**【中村センター長】**

令和5年度から地域独自予算への移行をするものだと考えている。地域を元気にさせるために制度を変えていくということなので、例年、採択された事業が全部予算としてとおるとは言えない。

**【荻原委員】**

地域活動支援事業と地域協議会とは全く切り離していくという考え方で良いのか。佐野宏委員がフロー図を示してほしいと言ったが、これまでとは、全く違ったものになるのか。或いは、地域協議会が組織と何か連携するものがあるのか。

**【中村センター長】**

地域活動支援事業は、地域の活動団体が、地域を元気にさせる活動をする上で、人件費や備品などいくつか制約はあるが、財政的にバックアップし、背中を押すというのが地域活動支援事業である。それについて、地域の代表者である地域協議会委員の皆さんが地域活動支援事業の補助金に値する活動かどうかを、提案書や、実際の活動状況を見ながら審査いただくものなので、関係ないわけではない。例えば、令和4年度について、地域活動支援事業の審査を市で行うと方針決定している地域協議会もある。逆に、地域活動支援事業の審査過程において、提案を見る中で地域の課題を知ることもあり、地域を元気にする方策の一つであるため、地域をより深く知る一つのツールとして、これまでどおり地域協議会で審査するという協議会もある。

地域活動支援事業が令和4年度をもって廃止となる予定だが、新制度への移行だと受け止めている。令和4年度中に制度設計されるのでお待ちいただきたい。

**【今井委員】**

今の件だが、資料を見ると、地域協議会は、新年度は地域支援事業の審査をするが、令和5年度からはしない。自主的審議に集中するように言われていると私は受け取ったのだが違うのか。

**【中村センター長】**

自主的審議に集中していただきたいというのはそのとおりであるが、令和5年度の地域独自の予算に地域協議会がどう関わるのかなどは、姿が見えないので説明できない。

**【佐野宏委員】**

会長会議で、市長が説明したのは、30分という話だが、非常に厳しい意見が出たよう

だ。だから、もう少しわかりやすくなるよう煮詰めてほしい。それから、新年度の地域活動支援事業の窓口は、まちづくりセンターで対応するのか。また、新年度の配分額はどうか。

**【中村センター長】**

窓口は、北部まちづくりセンターである。新年度の配分額は、はっきり言えない。

**【千田主任】**

来年度も地域活動支援事業の審査について、市が行うのかそれとも従来どおり、地域協議会で行うのか意向を確認させていただきたい。

**【丸山会長】**

当地域協議会として、新年度の地域活動支援事業の審査・採択を行う意向があるか確認をお願いしたい。

（審査するという意見多数）

次に、「その他」について、事務局へ説明を求める。

**【千田主任】**

次回の協議会の日程だが、2月24日（木）の午後6時から開催したい。内容は、地域活動支援事業の採択方針を協議いただきたい。それから、自主的審議事項の続きの協議を考えており、どのように進めるかについては、会長と相談しお示ししたいと思うが、空き家・空き地対策のテーマを続けるかどうかをこの場で確認したい。

**【佐野宏委員】**

空き家・空き地の件について、例えば、この協議会で、「こういうふうにしてほしい」と市に提案できるのか。提案できるのであれば、この件に絞り、提案を出してから、次の件に進めば良いと思う。

**【笠原委員】**

いろいろと意見が出ているが、要は市が、地域協議会に何を求めているのかだと思っている。地域協議会で市に意見を求めても、前に進まないと思う。清里区の資料が事務局から送付されたが、このようなものを地域協議会として考えるよう言われているのだと思う。だから、空き家についても、保倉区として、この協議会の12人が、一番やりたいことを探っていくのであり、市にお願いしたいことを探れというのではない。保倉区の委員が、何をすれば良いかを考えるよう言われているのだと思う。そのほかに、地域活動支援事業を採択してくださいということだと受け取った。保倉区でこれを考えたが、市

でも何かしてもらえないかということではなくて、清里区で作ったようなものを「保倉区として何かないか」ということだと思う。この協議会でこのようなことを考えたが、市はどう対応をするのかを意見交換してもうまくいかないと思う。うまくいかないから地域活動支援事業は、市が主導するのでやめましょうということになり、令和5年度からは市が主導権をもって、必要なものに経費出すようにしようとなった。私はそういうふう理解したがどうか。

#### 【中村センター長】

まず、清里区の「家族への安心ノート」については、地域協議会が空き家・空き地対策を課題にして、その解決策の一つとして子どもたちに家などの資産を上手に引き継いでいってもらおうという一つのきっかけとする良い例であったかなというふうには思う。ただ、「必ずこのようにやってください」とか「同じようなものを作ってください」ということではない。地域協議会の課題として、実動部隊になれないということを確認しているが、先ほども話したが、地域の課題として自主的審議を中心に協議してもらいたいという市の意向もあるので、当地域協議会とすれば、今、11テーマ挙げていただいている地域の課題の協議を進めていくのかと思う。その結果は出るのか、市の予算を得られるのかという問題もあるかもしれないが、解決の方策を考えたり、見つけていったりしながら、他の地域の状況を聞いてみるなど、そういう形で、地域の活性化につなげていけるような地域協議会にしていただければ思っている。

#### 【千田主任】

地域活動支援事業の募集説明会を3月17日(木)に開催する予定なので、ご承知おき願いたい。

#### 【丸山会長】

- ・会議の閉会を宣言

#### 9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 北部まちづくりセンター

TEL : 025-531-1337

E-mail : hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

#### 10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。